

大学共同利用機関法人の役員報酬規程の改正について

1 国家公務員給与の改正を考慮して行われた変更について（別紙1参照）

- 期末・勤勉手当の支給割合の改正（3法人）

2 その他の改正について（別紙2参照）

- 地域手当の改正（4法人）
- 非常勤役員手当の改正（1法人）

1 国家公務員給与の改正を考慮して行われた変更について

○ 期末・勤勉手当の支給割合の改正

改正時期	法人数	法人名
平成22年4月1日改正	3	人間文化研究機構 自然科学研究機構 情報・システム研究機構
平成21年12月1日改正	1	高エネルギー加速器研究機構

※ 国家公務員の指定職職員における期末・勤勉手当の支給割合の改正状況

<平成21年6月1日施行>

- ① 期末特別手当を期末手当と勤勉手当に改編
- ② 平成21年6月期期末・勤勉手当の支給割合を**附則により0.15月分引き下げる改正**

<平成21年12月1日施行>

- ③ 平成21年12月期期末・勤勉手当の支給割合を0.1月分引き下げ及び**平成22年度以降の支給割合の改正**

年度	6月期			12月期			合計
	期末手当	勤勉手当	計 (期末特別手当)	期末手当	勤勉手当	計 (期末特別手当)	
手当改編時	① 0.75	0.85	1.60	0.90	0.85	1.75	3.35
平成21年度	② 0.70	0.75	1.45	③ 0.80	0.85	1.65	3.10
平成22年度	0.65	0.80	1.45	0.85	0.80	1.65	3.10

(参考 1)

○人間文化研究機構

年度	6月期			12月期			合計	国との差
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計		
手当改編時	0.75	0.85	1.60	0.86	0.85	1.71	3.31	△ 0.04
平成21年度	0.70	0.75	1.45	0.76	0.85	1.61	3.06	△ 0.04
平成22年度	0.65	0.80	1.45	0.81	0.80	1.61	3.06	△ 0.04

○自然科学研究機構

年度	6月期			12月期			合計	国との差
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計		
手当改編時	0.75	0.80	1.55	0.90	0.80	1.70	3.25	△ 0.10
平成21年度	0.65	0.70	1.35	0.80	0.80	1.60	2.95	△ 0.15
平成22年度	0.65	0.75	1.40	0.85	0.75	1.60	3.00	△ 0.10

○情報・システム研究機構

年度	6月期			12月期			合計	国との差
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計		
手当改編時	0.75	0.85	1.60	0.90	0.85	1.75	3.35	±0
平成21年度	0.70	0.75	1.45	0.80	0.85	1.65	3.10	±0
平成22年度	0.65	0.80	1.45	0.85	0.80	1.65	3.10	±0

○高エネルギー加速器研究機構

年度	6月期		12月期		合計	国との差
	期末特別手当		期末特別手当			
手当改編時	1.60		1.75		3.35	±0
平成21年度	1.45		1.65		3.10	±0
平成22年度	1.45		1.65		3.10	±0

※役員の職務業績を反映させる仕組みは導入済。

2 その他の改正について

○地域手当の改正

法人名	22年度 改正状況	22年度支給割合 (役員)	22年度支給割合 (職員)	22年度の 国の支給割合
人間文化研究機構	+1%	18%	18%	18%
自然科学研究機構	+1%	18%	18%	18%
高エネルギー加速器研究機構	+2%	12%	12%	12%
情報・システム研究機構	+1%	18%	18%	18%

○非常勤役員手当の改正

固定の日額単価から幅を持たせた日額単価とする改正(高エネルギー加速器研究機構)

(改正後)	(改正前)														
<p>(非常勤役員手当) 第8条 非常勤役員手当は、次に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>日額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>27,400円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>30,400円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>33,600円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>37,500円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>40,400円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>43,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 非常勤役員手当は、次の各号に掲げる範囲内で機構長が決定する。 (1)理事 6号給以下 (2)監事 4号給以下</p> <p>(略)</p> <p>附 則(平成22年3月29日規程第9号) この規程は、平成22年4月1日から施行する。</p>	号給	日額	1	27,400円	2	30,400円	3	33,600円	4	37,500円	5	40,400円	6	43,400円	<p>(非常勤役員手当) 第8条 非常勤役員手当は、次のとおりとする。 (1)理事 日額 35,200円 (2)監事 日額 25,200円</p>
号給	日額														
1	27,400円														
2	30,400円														
3	33,600円														
4	37,500円														
5	40,400円														
6	43,400円														

(参考 2)

○公務員の給与改定に関する取扱いについて（平成 21 年 8 月 25 日閣議決定）（抄）

3(4) 独立行政法人（総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 13 号に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）の役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮して国民の理解が得られる適正な給与水準とするよう要請するとともに、中期目標に従った人件費削減や国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与の見直しの取組状況を的確に把握する。独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を毎年度公表する。

○国立大学法人法(平成 15 年 7 月 16 日法律第 112 号)による読替後の独立行政法人通則法(抄)
(役員報酬等)

第五十二条 国立大学法人等の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 国立大学法人等は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを文部科学大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該国立大学法人等の業務の実績その他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第五十三条 文部科学大臣は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を国立大学法人評価委員会に通知するものとする。

2 国立大学法人評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、文部科学大臣に対し、意見を申し出ることができる。